千葉商工会議所　会報
夢シティちば

2021
3
Vol.697
令和3年3月1日発行
（毎月1日発行）

写真提供：一般社団法人全日本テコンドー協会

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援情報のご案内

【特集】
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
千葉県開催競技の魅力や見どころを紹介 ②

テコンドー

千葉県PRマスコットキャラクター
チーバくん
千葉県許諾第S092号

千葉商工会議所　会報　夢シティちば　2021年3月号　Vol.697
●発行／千葉商工会議所　●千葉市中央区中央2-5-1　☎043-227-4101　FAX043-227-4107　【購読料】一部210円（送料込）会員は会費の中に含まれています。

千葉信用金庫
CHIBA SHINKIN BANK

経営者の皆さまは、ひとりで考え込んでいませんか？
わたしたちは、地域の中小企業の
皆さまの課題解決の実績を生かして、
個々のお客様にあった解決策をご提案します。
千葉信用金庫は、中小企業の
皆さまを元気にしていきます。

悩んでいませんか？
経営問題で

千葉商工会議所 会報
夢シティちば
2021/3　Vol.697

CONTENTS

新型コロナウイルス感染症に関する各種支援情報のご案内

2 **支援情報一覧**

4 給付金・協力金
一時支援金／千葉県感染拡大防止対策協力金【第2弾】・【第3弾】

7 助成金・補助金
雇用調整助成金の特例措置
新型コロナウイルス感染症対応　休業支援金・給付金
テレワークプランの割引制度

10 融資
新型コロナウイルス感染症特別貸付／新型コロナウイルス対策マル経融資

12 保証
セーフティネット保証４号・５号

13 納税猶予
納税猶予・納付期限の延長（国税）・（地方税）

24 特集　東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会
千葉県開催競技の魅力や見どころを紹介 ②　テコンドー

15 ●商工会議所の無料相談窓口

18 ●商工会議所の動き　１月の動き

22 ●渋沢栄一とその思想に学ぶ⑧　渋沢栄一と熟議

23 ●ジェトロレポート　オンラインで海外企業といつでもつながる「どこでもジェトロ」スタート

26 ●WE ARE THE CHIBA　千葉商工会議所　青年部通信

28 ●なのはなひろば　千葉商工会議所　女性会の活動

今月の表紙

表紙は昨年２月に行われた東京2020大会日本代表選考会の試合です。
右側で青色の競技具を身につけた鈴木セルヒオ選手は、弟の鈴木リカルド選手とともに日本代表選考会の男子−58kg級と男子−68kg級でそれぞれ優勝し、兄弟で東京2020大会日本代表に内定しました。17年から全日本選手権を３連覇しているその実力から、東京2020大会をはじめ今後の国際大会での活躍が期待されています。
今月のオリ・パラ特集では、第２回目としてテコンドーについて掲載しています。鈴木兄弟とともに東京2020大会日本代表に内定している女子−49kg級の山田美諭選手の声をはじめ、競技の由来やルールなどテコンドーの魅力について詳しく紹介しています。是非ご覧ください。

編集者のひと言

何かを決めたり何かを始めたりするときに、お日柄を気にされる方も多いかと思いますが皆様はいかがでしょうか。私は最近になってカレンダーに書いてある大安や友引、仏滅などの他にも意味のある日があることに母から気づかされました。
それは、天赦日や一粒万倍日、寅の日などです。令和３年では、最強開運日として３月31日や１月16日、６月15日などが縁起の良い日とされているようです。
このようなことを踏まえ、私事ではありますが、天赦日と一粒万倍日が重なる１月16日に入籍をいたしました。気持ちの問題かもしれませんが、結婚生活が充実することを願っております。生活していくうえでアドバイス等があれば教えていただきたいです。このようなお日柄は、開業や引っ越し、宝くじの購入日にもオススメみたいです。

（総務課 T.Y.）

※落丁、乱丁本はお取り替えいたします。

申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の
申告・納付期限　延長のお知らせ
（令和3年4月15日（木）まで）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和２年分所得税の確定申告期間（令和３年２月16日〜３月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和３年４月15日（木）まで延長されました。これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延長されました。

〈延長後の申告期限・納付期限〉

税　目	延長後の申告期限・納付期限
申告所得税 個人事業者の消費税 贈与税	令和３年４月15日（木）

〈延長後の振替日〉

税　目	延長後の申告期限・納付期限
申告所得税	令和３年５月31日（月）
個人事業者の消費税	令和３年５月24日（月）

※令和3年3月16日（火）以降は、会場によっては相談スペースの確保に制約が生じることも予想されます。
会場での申告相談をご希望の方は、申告のご準備が整い次第、可能な範囲内でお早めの来場をお願いいたします。

支　援　情　報　一　覧

給付金・協力金	緊急事態宣言の影響で売上が減少したので給付金が欲しい	一時支援金［NEW］	法人　最大60万円 個人事業者等　最大30万円	※詳細はP4をご覧ください。	
	緊急事態宣言の時短要請に応じた飲食店など向けの協力金が欲しい	千葉県感染拡大防止対策協力金【第2弾】	最大162万円 または186万円/1店舗	千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター 0570−003894	
		千葉県感染拡大防止対策協力金【第3弾】［NEW］	最大168万円/1店舗	千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター 0570−003894	
助成金・補助金	雇用を維持したい	雇用調整助成金の特例措置	助成率　最大100% 上限額　15,000円/1人1日	雇用調整助成金コールセンター　0120-60-3999 千葉労働局職業安定部職業対策課　043-221-4393 ハローワーク千葉　043-242-1181(32#)	
		新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	休業前賃金の80% 上限額　11,000円/1人1日	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120−221−276	
	ホテルを活用してテレワーク導入を促進したい	テレワークプランの割引制度	割引上限最大3,000円／1回1人	千葉市テレワーク推進デスク 043−201−6334	
融資	資金を調達したい	新型コロナウイルス感染症特別貸付	融資限度額(別枠) 中小企業事業6億円／国民生活事業8,000万円	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505(平日)、0120-112476(土曜日)	
		新型コロナウイルス対策マル経融資	融資限度額(別枠)　1,000万円	千葉商工会議所 043-227-4103	
保証	資金を調達したい	セーフティネット保証4号・5号	保証枠(別枠)　最大2.8億円	取引のある金融機関 千葉県信用保証協会新型コロナウイルスに関する経営相談窓口　043-221-8111	
納税猶予	納税を後にしたい	納税猶予・納付期限の延長(国税)	国税の納税猶予	国税局猶予相談センター(東京国税局) 0120-948-271	
		納税猶予・納付期限の延長(地方税)	地方税の納税猶予	中央県税事務所　043-231-0161(代表) 千葉西県税事務所　043-279-7111(代表) 千葉市税事務所各税目担当課　043-245-5111(代表)	—

※1月8日～2月7日までの時短営業に対する協力金

千葉県感染拡大防止対策協力金【第2弾】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**1月8日～2月7日まで**の間、営業時間を5時～20時（酒類の提供は11時～19時）までに短縮した下記対象要件を満たす飲食店に対し、店舗ごとに協力金が支給されます。

【給付額】

〈東葛地域及び千葉市の飲食店〉（通常20時より後も営業している方）

①酒類を提供する飲食店

最大186万円 / 1店舗

②酒類を提供しない飲食店

最大162万円 / 1店舗

〈東葛地域及び千葉市以外の飲食店〉（通常20時より後も営業している方）

最大162万円 / 1店舗

※東葛地域：市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、浦安市

【申請期間】

令和3年2月10日(水) ～ **3月10日(水)**

【対象要件】

○県内全域の飲食店(カラオケ店、酒類を提供しない飲食店を含む)

○要請の対象期間（東葛地域及び千葉市で酒類を提供する飲食店：1月8日～2月7日、それ以外の場合：1月12日～2月7日）の全期間において、県の要請に応じて5時～20時までに営業時間を短縮いただくことが原則です。

※やむを得ず1月12日から要請に応じられなかった場合でも、1月26日までに要請に応じ協力を開始した場合には支給対象となります

※酒類を提供する場合は11時～19時までとすること

○対象期間において、県が要請する感染防止対策を実施すること

- 「感染拡大防止対策チェックリスト」や「業種別の感染拡大防止ガイドライン(策定されている場合)」を実践し、感染拡大防止対策を徹底すること
- 取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページで公表すること

※1月12日～2月7日の営業時間短縮要請に対する協力金については、大企業も対象となります。

【お問合せ先】

千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター
0570－003894
午前９時～午後６時まで（土・日・祝日含む）

［NEW］一時支援金

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に一時支援金が支給されます。

【給付額】

法人　　**60万円**以内
個人事業者等　　**30万円**以内

〈支給額の計算方法〉

前年（または前々年）1月から3月の事業収入
－（前年（または前々年）同月比▲50%以上の月の事業収入×3）

【要件】

緊急事態宣言の再発令に伴い、

① 緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること

（農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定）

または、

② 緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと

（旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定）

により、

本年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年比（または対前々年比）▲50%以上減少していること

【申請期間】

調整中　※3月上旬に電子申請での受付開始予定。

本支援策の詳細については、準備が整い次第、経済産業省HPなどで公表を予定しています。

【お問合せ先】

詳細は、経済産業省HPをご覧ください。

※2月8日以降の時短営業に対する協力金

［NEW］千葉県感染拡大防止対策協力金【第3弾】

緊急事態宣言の延長を踏まえ、飲食店への営業時間短縮の要請期間が３月７日まで延長されたことに伴い、２月８日～３月７日までの全期間、要請に協力した飲食店に対し、協力金が支給されます。
※申請期間・様式などについては、後日ホームページ上で掲載されます。

【給付額】

最大168万円（６万円／１日）／１店舗

【申請期間】

調整中　※詳細は千葉県HPなどでご確認ください。

【支給対象】

令和３年２月８日～３月７日までの全期間、継続して要請に協力した県内全域の飲食店
※食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること

〈要請の内容〉
○20時～翌朝５時までの営業自粛
○酒類の提供は11時～19時まで

【お問合せ先】
千葉県感染拡大防止対策協力金コールセンター
0570－003894
午前９時～午後６時まで（土・日・祝日含む）

知らないと損する 相続税対策

【初回無料相談 受付けています！】
公認会計士・税理士・国税庁ＯＢのベテランがご相談に応じます。
便利の良い千葉駅西口に直結する「ウェストリオ２」１１階へお気軽にお立ち寄りください。

TALK GROUP
安心と信頼の トーク 税理士法人
〒260-0031 千葉市中央区新千葉１－４－２　１１階
千葉駅オフィス【ＴＥＬ：０４３－３０６－７３１９】

雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金とは?

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

【特例の対象となる事業者】
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全事業主）

【特例措置の内容】
※**下線が令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までの休業等に適用**
（※その他は休業等の初日が令和2年1月24日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までの場合に適用）

○助成内容・対象の大幅な拡充
① 休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業**4/5**、大企業**2/3**）
② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ（中小企業**10/10**、大企業**3/4**）
※一定の要件を満たす大企業は、助成率**10/10**に引き上げ
※助成額の上限を対象労働者1人1日当たり**15,000円**に引き上げ
③ 教育訓練を実施した場合の**加算額の引き上げ（中小企業2,400円、大企業1,800円）**
④ 新規学卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
⑤ **1年間に100日の支給限度日数とは別枠**で利用可能
⑥ **雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象**に

○受給要件の更なる緩和
⑦ **生産指標の要件を緩和**（対象期間の初日が令和2年4月1日から令和3年2月28日までの間は、**5%減少**）
⑧ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象
⑨ 雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件（クーリング期間）を撤廃
⑩ 事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和
⑪ **休業規模の要件を緩和**
⑫ **出向要件を緩和**（「3か月以上1年以内」を「**1か月以上**1年以内」に）

○活用しやすさ
⑬ 短時間一斉休業の要件を緩和
⑭ 残業相殺制度を当面停止
⑮ 生産指標の比較対象となる月の幅を拡大
（前々年の同月または前月から前年同月のうちの適切な1か月との比較）
⑯ **申請書類の大幅な簡素化**
⑰ **休業等計画届の提出が不要**
⑱ **オンライン申請の受付**

※更なる手続きの簡素化として「助成額の算定の簡素化」「休業等計画届出の提出不要化」等が実施されています。
詳細は厚生労働省HPなどでご確認ください。

【お問合せ先】
最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ
またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応します。
0120-60-3999　（受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む））
厚生労働省HP雇調金ページ

新型コロナウイルス感染症対応　休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます。

【対象者】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和２年４月１日～令和３年２月28日までの間（※１）に中小事業主が休業させた労働者のうち、**休業期間中の賃金（休業手当）の支払いを受けることができなかった労働者**（※２）

※１ 対象となる休業期間は、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末まで延長予定です。
※２ **雇用保険被保険者でない方も対象**となります。

【支給額】休業前賃金の80％（日額上限11,000円）

・１日８時間から３時間の勤務になるなど、時短営業等で勤務時間が減少した場合でも、１日４時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となります。
・週５回から週３回の勤務になるなど、月の一部分の休業も対象となります。
（就労した日などを休業実績から除いた上で、対象となります。）

【申請期限】

休業した期間	申請期限（郵送の場合は必着）
令和２年10月～12月	令和３年３月31日（水）
令和３年１月～２月	令和３年５月31日（月）

※休業した期間が令和２年４～９月であっても以下の場合であれば申請が受付けられます。
・10月30日に公表したリーフレットを踏まえて申請準備に時間を要した方
（https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000689989.pdf）
➡令和３年３月31日（水）までに申請いただければ、受付けられます。

・既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方
➡支給（不支給）決定が行われた日から１か月以内に申請いただければ、受付けられます。

【お問合せ先】
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
0120-221-276　受付時間：月～金　8:30～20:00
土日祝　8:30～17:15

テレワークプランの割引制度

冬季の感染拡大防止策の一環として、テレワークを行いやすい環境を整えるとともに、コロナ禍で広がった働き方の変革を更に進めていくため、千葉市内ホテルのテレワークプランが割引で利用できる制度が再開されました。

【対　　象】 千葉県内にお住まいで、テレワークを目的とする方
（お勤めの地域を問わず）

【利 用 期 間】 令和２年12月７日（月）のチェックイン
～令和３年３月15日（月）のチェックアウトまで

【割引の内容】 対象ホテルが提供するテレワークプラン利用料金のうち、
１回１人あたり上限3,000円とし、利用者は、その差額を自己負担いただきます。（利用者は、最低1,000円（税別）を負担いただきます。）
※対象ホテルなどの詳細は、千葉市ホームページをご覧ください。

例：5,000円プラン（税別）の場合
（割引3,000円、利用者負担2,000円＋税）

3,000円プラン（税別）の場合
（割引2,000円、利用者負担1,000円＋税）

【お問合せ先】
千葉市テレワーク推進デスク
TEL 043－201－6334

New Value. FUKUI
福井電機株式会社
〒260-8524　千葉市中央区問屋町16-3
TEL043-241-6401　FAX043-247-0291
銚子・柏・茂原・成田・水戸

内科・消化器科・甲状腺・糖尿病外来
人間ドック・各種健診・マンモグラフィ検診
がん検診・出張健診
医療法人社団　報徳会
報徳千葉診療所
千葉市中央区本町1－1－13
☎043-225-6232

日本政策金融公庫 新型コロナウイルス対策マル経融資

※特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会等による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げ。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長。

※1月22日から、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施。

【対象】

① 最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

② 前3年全ての同期との比較が望ましくない場合であって、最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む）の平均売上高
b 令和元年12月の売上高
c 令和元年10月～12月の平均売上高

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金使途】運転資金、設備資金 ※コロナの影響により必要となる資金に限る

【融資限度額】別枠1,000万円

【金利】 1.21%（令和3年1月4日時点）より当初3年間、▲0.9%

※利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫の本支店または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。

日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付

※特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

※1月22日から、「直近2週間以上」等の売上減少実績で比較できるよう要件緩和を実施するとともに、利下げ限度額を拡充。

【対象】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次の①または②のいずれかに該当する方

① 最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高が前3年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少した方

② 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合、または店舗増加や合併など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む）など、前3年同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヵ月間等（注）の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高
b 令和元年12月の売上高
c 令和元年10月～12月の平均売上高

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

（注）最近1ヵ月間の売上高のほか、最近14日間以上1ヵ月間未満の任意の期間における売上高

【資金使途】運転資金、設備資金
※コロナの影響により必要となる資金に限る（公庫の既往債務の借換も可）

【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 （うち据置期間：５年以内）

【融資限度額（別枠）】中小事業６億円、国民事業8,000万円

【利下げ限度額】中小事業３億円、国民事業6,000万円

【金利】 当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利
中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.26%→0.36%
※金利は1月4日時点、貸付期間5年の場合、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※前3年の全ての同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月間等の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む）の平均売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できます。

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円となります。

※国民事業においては、継続して事業を行う一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人等の方も対象になります。

【お問合せ先】

平日のご相談 日本公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
土曜日のご相談 日本公庫：0120-112476（国民）、 0120-327790（中小）

納税猶予・納付期限の延長（国税）

1. 税務申告・納付期限の延長

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、令和2年4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。また、法人税・法人の消費税の申告・納付についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

2. 事業収入が減少する場合の納税猶予（国税・地方税）の特例

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、令和2年2月以降、事業収入が減少（前年同月比▲20%以上）し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。法人税や消費税、固定資産税など、基本的にすべての税が対象となります。

※原則、**1年間納税猶予が認められます。**

3. 個別の事情がある場合の国税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、**換価の猶予**が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、**納税の猶予**が認められることがあります。まずはお電話で所轄の税務署にご相談ください。税務署において所定の審査を早期に行います。

【個別の事情】

① 災害により財産に相当な損失が生じた場合
新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

②ご本人又はご家族が病気にかかった場合
納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

③事業を廃止し、又は休止した場合
納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

④事業に著しい損失を受けた場合
納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

猶予が認められた場合
◆ 原則、**1年間猶予が認められます。**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
◆ **猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除**されます。
◆ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

詳細は、国税庁 で検索してください。

セーフティネット保証4号・5号

経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

○セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証。
※最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合

○セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証。
※最近1ヶ月の売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合

※3月13日から、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等について認定基準の運用を緩和（過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む）の平均売上高の比較等）
※新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制やGoToキャンペーンを含む各支援策の変更に伴う影響等を受けている事業者等について、認定基準の運用を緩和(「最近1ヶ月」を「最近6ヶ月」等での比較)

【4号の対象地域及び５号の対象業種】

４号：令和2年3月2日に全都道府県が対象に指定されました。
５号：令和2年5月1日より全業種が指定されました。

【ご利用手続の流れ】

①取引のある金融機関又は最寄りの信用保証協会にご相談ください。
②対象となる中小企業者の方は本店等（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市区町村に認定申請を行い、認定書を取得し、保証付き融資の申込みをしてください。
※認定書の有効期間は、認定書の発行の日から起算して30日です。ご利用に当たっては、認定の取得前にあらかじめ取引のある又はお近くの金融機関へご相談ください。
※都道府県を通じて市区町村に対し、金融機関によるワンストップ手続きの推進、申請書類等の負担軽減、認定事務の円滑化等の配慮を要請しました。

※ご利用には、別途、金融機関、信用保証協会による審査があります。
※保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会までお問合わせください。

bayfm78
LOVE OUR BAY LOVE OUR FUTURE

住宅設備機器・管工機材・建築資材の総合商社
未来の住環境に夢発見。
FUJISEIKO
フジセイコー株式会社 〒260-0001 千葉市中央区都町1-18-13
http://www.fujiseiko-net.co.jp/ TEL 043-231-1011 FAX 043-231-9181

納税猶予・納付期限の延長（地方税）

個別の事情がある場合の地方税の納付猶予制度

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受けた納税者等、売上げの急減により納税資力が著しく低下している納税者等への徴収の猶予等について、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に対し要請をいたしました。

1. 徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）がり患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度が認められることがあります。

【個別の事情】

① **災害により財産に相当な損失が生じた場合**
新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

②**ご本人又はご家族が病気にかかった場合**
納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

③**事業を廃止し、又は休止した場合**
納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

④**事業に著しい損失を受けた場合**
納税者が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

2. 申請による換価の猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合は、申請による換価の猶予制度が認められることがあります。

【お問合せ先】
徴収の猶予等に関する具体的なご相談・お問い合わせは、
お住まいの都道府県・市区町村にお願いいたします。

工場 ・ 倉庫 ・ 工業用地 ・ その他事業用地
お探しの方
専門業者です

売買　賃貸　総合建設業　宅地建物取引業

株式会社 与志建設

住所　〒262-0013
千葉市花見川区犢橋町1551-1
TEL　043-250-6661　FAX　043-250-6286　担当　大土　090-3202-9124

重要

新型コロナウイルス対策
専門家による経営相談を実施しています。

○相談日：毎週火曜日・金曜日　14時～17時
○相談員：中小企業診断士　　※オンライン相談も実施中

商工会議所の無料相談窓口　TEL043-227-4103

※あらかじめお電話で相談日時等をご連絡ください。

事業承継何でも相談窓口

事業承継の準備を始めたい、事業を売却したい、廃業の方法がわからないなど、事業承継に関する相談に応じます。

○相談日　**月曜日～金曜日**　9時～17時
○相談員　**外部専門家**

IT導入何でも相談窓口

自社のホームページをリニューアルしたい、 自社の課題に合ったITツールを探したいなど、IT導入に関する相談に応じます。

○相談日　**随時**
○相談員　**千葉商工会議所IT導入促進チーム**

弁護士による商工法律相談窓口

債権が回収できない、契約に関するトラブルが発生したなど、法律上の諸問題に関する相談に応じます。

○相談日　**3月19日(金)**　14時～17時
○相談員　**榎本　初雄**　氏(弁護士)

中小企業診断士による経営の相談窓口

事業計画の作成について相談したい、国や県、市の公的支援策を活用したいなど、経営の様々な課題に関する相談に応じます。

○相談日　**火曜日・金曜日**　14時～17時
○相談員　**石井　孝昌**　氏（中小企業診断士）
大矢たかし　氏（中小企業診断士）

社会保険労務士による労務相談窓口

就業規則、社会保険、助成金など、企業経営の労務全般に関する相談に応じます。

○相談日　**３月10日(水)**　14時～17時
○相談員　**中村眞理子**　氏（社会保険労務士）
千葉県社会保険労務士会　千葉支部所属

税理士による税務相談窓口

記帳、確定申告など、企業経営における税務全般に関する相談に応じます。

○相談日　**３月４日(木)**　14時～17時
○相談員　**河原　大輔**　氏（税理士）
千葉県税理士会千葉東支部所属

個人の安心のために

コロナ感染時の入院・療養中における
所得減の心配なら

休業補償プラン

- 経営者や従業員が新型コロナウイルス感染症に感染して働けなくなった場合に、所得の減少部分を補います。
- 医師の診査不要で加入手続きが簡単です。
- 入院中のほか、自宅療養中の就業不能も補償します。

企業の安心のために

テレワーク中のハラスメント行為による
賠償責任が心配なら

従業員が業務・通勤によりコロナに感染した場合における、従業員への補償や企業の損害賠償が心配なら

宅配事故（労働災害）による、
ケガをした従業員への補償が心配なら

業務災害補償プラン

- パワハラ、セクハラによる事業者、役員、使用人の法律上の賠償責任を補償します。
- 業務・通勤による新型コロナウイルス感染症等の疾病について、政府労災保険の認定を受けた場合に、上乗せ補償を受けられます。

テレワーク中の個人情報流出、
ハッキングによる賠償責任が心配なら

情報漏えい賠償責任保険制度
～サイバーリスク補償型

コロナ感染時の入院・通院費用や
万が一の際の家族の生活費の心配なら

生命共済・福祉制度

生命共済
- 新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりの場合は災害保険金として病気死亡保険金に上乗せして保障します。

福祉制度
- 医師の指示で自宅またはホテル等での療養についても入院給付金を受けられます。
- 利用が広がるオンライン診療も通院給付金を受けられます。
- 24時間電話健康サービス等により病気時のサポート、治療後の回復や心のケアで被保険者と同居の家族を支えます（サービス内容により一部有料）。

コロナ感染者が発生した場合における、
店舗消毒や営業休止に伴う収入減が心配なら

宅配弁当等の食中毒の心配なら

ビジネス総合保険制度

- 販売した弁当等により食中毒が発生したことによる賠償を補償します。
- 食中毒・特定感染症利益補償特約に加入すると、営業休止に伴う収入減も補償します。

コロナの感染拡大から
海外駐在員の安全確保のために

海外危機対策プラン

- その場に留まることが危険と判断した場合、緊急帰国のサポートをします（駐在先が外務省感染症危険情報レベル2以下が対象）。

商工会議所の保険制度HP

https://hoken.jcci.or.jp

上記URLから、保険説明動画、パンフレット・重要事項説明書のダウンロード、各引受保険会社の確認ができます。

補償の内容、対象業種は引受保険会社によって異なります。このご案内は概要を紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点がある場合には、お近くの保険代理店、引受保険会社または最寄の商工会議所までお問合せください。商工会議所会員のみ、商工会議所保険制度（団体割引適用）にご加入いただけます。本チラシは、日本商工会議所が有限会社石垣サービスの協力のもと、作成したものです。

個人の心配

コロナ感染時の
入院・療養中における所得減
が心配だ…

コロナに感染したときの
入院・通院費用や
万が一の際の家族の生活費
が心配だ…

企業の心配

宅配弁当等で
食中毒*が発生
したらどうしよう…
*（ノロウイルス、O-157等）

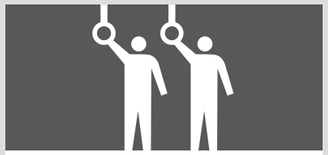

従業員が業務・通勤により
コロナに感染した場合における、
従業員への補償や企業の損害賠償
に対応できるか心配だ…

宅配事故（労働災害）による、
ケガをした従業員への補償
に対応できるか心配だ…

コロナ感染者が発生した際の
店舗消毒や営業休止に伴う収入減
が心配だ…

テレワーク中に
見えないところでハラスメント行為
があったらどうしよう…

テレワーク中の
個人情報流出やハッキング
が心配だ…

コロナ感染が拡大した際、
海外駐在員の安全が確保
できるか心配だ…

商工会議所保険制度は、会員の皆様のもしもの時の

コロナ対策を全力で応援しています!

低廉な保険料でご加入いただける、商工会議所会員のための

団体保険制度のご案内

右記を読み取ると、
損害保険説明動画等
をご覧いただけます。

《お問合わせ》　千葉商工会議所 会員交流課　☎043−227−4103

1月27日㈬ まずチャレンジしてみるIT活用セミナー
コロナ禍のいま、やるべきことを紹介

先行きが見えにくいコロナ禍のいま、大きな投資を抑えつつ、儲かる仕組みづくりのための試行錯誤が必要になっています。

そこで当所では、無料・安価なITサービスを活用することで、「まずチャレンジ」してみることができるようITツールとその活用事例をお伝えする「IT活用セミナー」を開催しました。

当日は、特定非営利活動法人ヒューリット経営研究所　理事の川野太様を講師にお迎えし、コロナ禍のいまやるべきこと、テレワーク体制構築のポイント、無料・安価で利用できるITツールの紹介、IT導入検討手順等について解説していただきました。

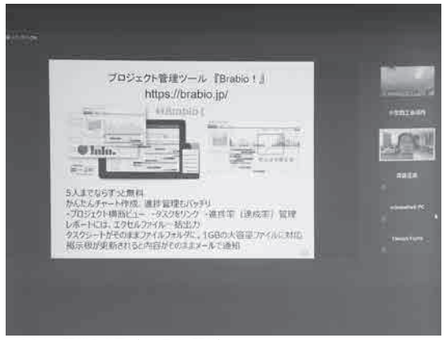

▲セミナー開催の様子（オンライン開催）

1月22日㈮・29日㈮ ホリプレゼンツ　求人任三郎が行く！
当所支援の2社が出演した千葉テレビの事業所紹介番組放送

千葉テレビの人気番組「ホリプレゼンツ　求人任三郎がいく！」に当所の支援により、2社が出演しました。当番組は、警官に扮するタレントのホリとアナウンサーの2人が話題の事業者を捜査し、商品やサービスを紹介する番組です。22日に放送されたのは、㈱ハウスオンザモビリティの大人の秘密基地「トランピングカー」で、軽トラの荷台部分にPINと呼ばれる居住空間をカスタマイズして装着した、世界で一台のオリジナルカーでした。29日に放送されたのは、㈱信和プクプクJOYショップの、生甘酒「こうじくん」で、糀の「酵素の力」で腸内環境を整え免疫力をアップして日本中のミドル・シニア世代を元気にする商品が紹介されました。

▲1月29日に放送された㈱信和プクプクJOYショップ

総合防犯設備・用品

街頭防犯カメラ
株式会社 オーシマ
http://www.ohshima-cp.com
営業センター　千葉市稲毛区宮野木町1664-11
0120－06－2771

手みやげに一番
千葉名産
田子作煎餅
https://www.osenbei.co.jp/
本店　千葉市中央区新宿1-20-5
TEL 043-241-4638
FAX 043-244-2416
道場店・稲毛店・銀座店

ITシステム導入「リスク管理」　コンサルティング
予算超過／品質・機能不全／稼働期日遅延　漠然とした不安に
リスク管理と予兆監視 で ダメージ回避・低減施策 を提言致します。
ベンダー見積・追加費用の精査も重視
（費用の妥当性は品質チェックにも効果有）
貴社の相談窓口としても、どうぞお気軽にご相談ください。
マイルストーン　代表：橋爪和博
TEL/FAX：043-372-0794
E-Mail：info@chiba-milestone.jp
http://chiba-milestone.jp/

内科・外科・胃腸科・肛門科・整形外科・皮フ科・泌尿器科
医療法人社団あい
増田病院
〒260-0033　千葉市中央区春日1－16－5
☎ (043) 247-3821
FAX (043) 247-5843
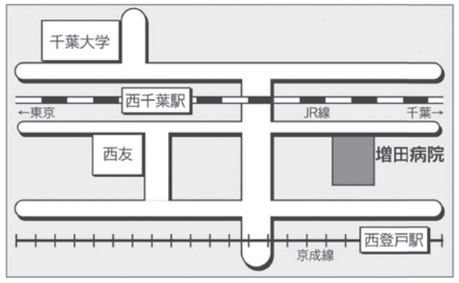

●JR西千葉駅より徒歩5分　●京成西登戸駅より徒歩5分

小林国際特許事務所
千葉商工会議所会員
所長弁理士　小林　正英
会長弁理士　小林　正治
TEL：03-3866-3327

所長弁理士　小林　正英
東京都千代田区岩本町3-4-5（秋葉原駅5分）
https://kobaipo.jp/

KCSグループは、アイディアと組織の
起動力で先端ビジネスに挑戦し続けます。
京葉コンピューターサービス株式会社
本社
〒260-0854　千葉県千葉市中央区長洲 1-1-10　KCS ビル（自社ビル）5F
TEL.043-227-6300（代）FAX.043-227-6303
東京事業所
〒105-0003　東京都港区西新橋 3-23-11　御成門小田急ビル 6 F
TEL.03-6453-0194　FAX.03-6453-0195
http://www.kcs-grp.co.jp

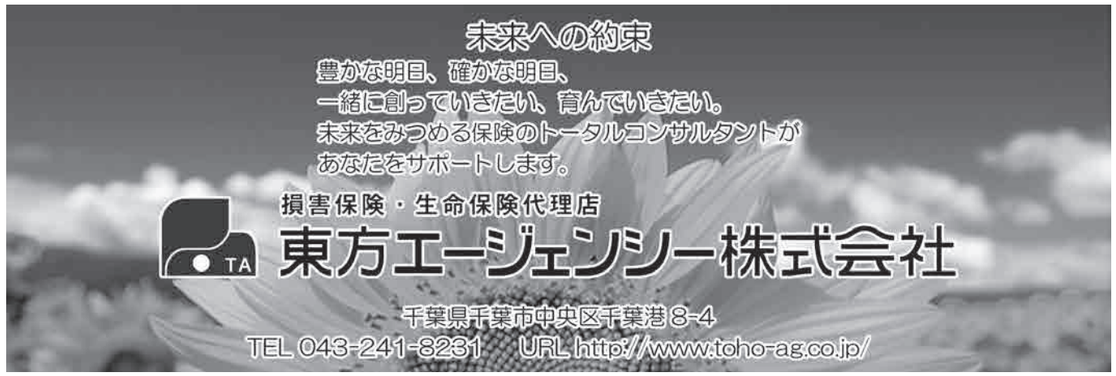

千葉商工会議所からのお知らせ
メールアドレス
ご登録のお願い
当所では、非常時における調査と情報提供をより迅速に行うためメールを活用した非常時用の連絡網を構築しております。恐れ入りますが、メールアドレスのご登録にご協力をお願いいたします。
登録方法
右のQRコードから登録フォームにアクセス
【問合せ】
企画広報課（伊藤・瀬田）
043-227-4103

あなたの健康をサポートする…
公益財団法人
ちば県民保健予防財団
特定健診　保健指導　一般健診
出張健診　環境測定　人間ドック
各種がん検診　各種精密検査
禁煙外来　骨粗しょう症検査
千葉市美浜区新港32-14
☎043-246-0265
https://www.kenko-chiba.or.jp

財務省

令和３年４月１日より、税込価格の表示（総額表示）が必要になります！

●事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。

●店頭の値札・棚札などのほか、チラシ、カタログ、広告など、どのような表示媒体でも、対象となります。

総額表示に《該当する》価格表示の例

※税込価格10,780円（税率10％）の商品の例

- 10,780円
- 10,780円（税込）
- 10,780円（うち税980円）
- 10,780円（税抜価格9,800円）
- 10,780円（税抜価格9,800円、税980円）
- 9,800円（税込10,780円）

税込価格が明瞭に表示されていれば、
消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能 です。

消費者が値札や広告により、商品・サービスの選択・購入をする際、
－**支払金額である「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにし、**
－**価格の比較も容易にできるよう、**
総額表示義務は、平成16年４月より実施されているものです。

総額表示に《該当しない》価格表示の例

- 9,800円（税抜）
- 9,800円（本体価格）
- 9,800円＋税

※平成25年10月に施行された消費税転嫁対策特別措置法により、令和３年３月31日までは上記のような価格表示も認められていますが、令和３年４月１日以後は、総額表示が必要になります。

※総額表示について、更に詳しくお知りになりたい方は、財務省HPの「消費税の総額表示義務と転嫁対策に関する資料」ページをご覧ください。

URL　https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d03.htm

マル経融資制度をご利用ください‼

（小規模事業者経営改善資金融資制度）

年利 1.21％
令和3年2月1日現在
※利率は変動しますのでご確認ください

マル経融資とは？

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、無担保　無保証人　低金利　で融資する制度です。

融資額　2,000万円以内

※新型コロナウイルス対策としての別枠もあります。

融資の要件

①千葉市内で最近1年以上事業を継続している方

②従業員が20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人、個人事業主の方（個人事業主、家族従業員、法人企業の役員の人数は除く）

③所得税（法人税）、事業税、市・県民税等を納期限内に完納している方

④日本政策金融公庫の融資対象業種である方
（※決算内容等によってはご希望に沿えない場合もございます。）

資金用途

- 運転資金　仕入資金／手形・買掛金の決済費用　諸経費の支払い
- 設備資金　店舗・工場の改装／車両の購入　機械設備・什器設備の購入　など

融資期間

- 運転資金　7年以内（据置１年以内）
- 設備資金　10年以内（据置２年以内）

まずはお気軽にお電話でご相談ください‼
千葉商工会議所　企画経営部　経営支援課
TEL：043-227-4103

協会けんぽ千葉支部の加入者・事業主の皆さまへ

令和3年3月分（4月納付分）から 健康保険料率・介護保険料率 が 変更 されます！

	現行	令和3年3月分（4月納付分）から
健康保険料率（千葉支部）	9.75%	9.79%（引上げ）
介護保険料率（全国一律）※	1.79%	1.80%（引上げ）

※40歳～64歳の方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

加入者の皆さまの取組が、保険料率の伸びを抑える大きな力になります。
①健康診断・保健指導を受けていただくこと
②企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと（健康な職場づくり宣言）
③ジェネリック医薬品を積極的にご利用いただくこと・・・など

全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ
TEL.043-308-0521（代表）　〒260-8645 千葉市中央区富士見2-20-1

1983年創業
信頼と実績の総合調査
問題解決へのお手伝い。

- 企業関係調査　社員採用前調査・社員の素行調査・企業信用調査 など
- 法曹関係特殊調査　不貞行為調査・詐害行為調査・隠匿資産調査 など
- 個人関係調査　不貞関係調査・結婚前調査・盗聴・盗撮器調査 など

◎差別につながる調査はお受けいたしません。◎秘密厳守

代表取締役 金子和男
警視庁を退職後、調査業の改革を実践すべく開業。

千葉県弁護士協同組合特約店
東京都弁護士協同組合特約店
神奈川県弁護士協同組合特約店
埼玉弁護士協同組合特約店
山梨県弁護士協同組合特約店
長野県弁護士協同組合特約店
群馬弁護士協同組合特約店

千葉本社 所在ビル

株式会社 愛晃リサーチ
0120-54-5432
千葉市中央区中央2丁目8番5号 ジュピタービル8階
調査のアイコウ　検索

作家・グロービス経営大学院客員教授
守屋　淳

第八回　渋沢栄一と熟議

渋沢栄一と、三菱財閥の創業者である岩崎弥太郎は明治の実業界を代表する二人ですが、面白いことに、その考え方は真逆でした。

1878年、岩崎弥太郎が、渋沢栄一を屋形船に誘ったことがあります。以下は栄一の述懐です。

「あるとき岩崎弥太郎氏から、『お目にかかりたい、舟遊びの用意がしてあるから』と言ってきた。私は増田屋に行っており、すぐには行かないでいると、たびたび使いを寄こすので、岩崎のいる柏屋へ行くと、芸者を14、5人も呼んでいる。

二人で舟を出し、網打ちなどをしたところ、岩崎氏は、『実は少し話したいことがあるのだが、これからの実業はどうしたらよいだろうか』と言うので、私は、『当然合本法でやらなければならない。今のようではいけない』と言った。それに対して岩崎は、『合本法は成立せぬ。もう少し専制主義で、個人でやる必要がある』と唱え、大枠のところ、『合本法がよい』『いや合本法は悪い』と論じ合い、はては結末がつかぬので、私は芸者を伴って引き上げた」「雨夜譚会談話筆記」引用者訳

栄一の述べた「合本法」とは、

①何か事業を起こすに当って、必要な人材やお金をまず集める。

②集まった人々が話し合いによって事業を営み、成果が出たなら、その利益をみなで分かちあって人も国も豊かにしていくというやり方をいいます。

一方の岩崎弥太郎は、それでは船頭多くして船山に登るで、何も決まらない。一人が独裁で決めるべきだと考えていました。

ともに一長一短ある考え方ですが、栄一は、確かに自分の信ずるやり方で企業を経営し続けたのです。

実際、こんな事件がありました。

ある会社で不祥事が起こり、社長が病気と称して株主総会の席から突然、退場してしまったことがあります。場内は当然総荒れです。

栄一は、そこで議長を引き受け、数時間かけて利害関係者の意見をすべて聞き、議論を尽くして、全員を納得させてその場を収めました。

この徹底的な話し合いによって物事を決めていくのを「熟議」といったりします。栄一はこの「熟議」の力で、衆知を集め、その成果を社会に還元していったのです。

守屋　淳
――もりや・あつし――

1965年生まれ。早稲田大学第一文学部卒業。現在は作家として『孫子』『論語』『韓非子』『老子』『荘子』などの中国古典や、渋沢栄一などの近代の実業家についての著作を刊行するかたわら、グロービス経営大学院アルムナイスクールにおいて教鞭をとる。著訳書に34万部の『現代語訳　論語と算盤』や『現代語訳　渋沢栄一自伝』、シリーズで20万部の『最高の戦略教科書　孫子』『マンガ　最高の戦略教科書　孫子』『組織サバイバルの教科書　韓非子』などがある。2018年4～9月トロント大学倫理研究センター客員研究員。

千葉中央会計事務所
税務・会計、監査、公益法人会計、相続税相談

お客様から信頼される会計事務所を目指して

中堅中小企業のビジネス・ドクターとして

公認会計士・税理士　手島　英男　公認会計士・税理士　田中　昌夫
公認会計士・税理士　本橋　雄一　公認会計士　岸　健介

http://www.ccaf.jp　千葉市中央区中央1-2-1
☎043-225-1211（代）

〈ジェトロレポート〉いま世界に目を向けて
オンラインで海外企業といつでもつながる「どこでもジェトロ」スタート
～海外消費者（C）に直接売り込む「JAPAN MALL」から海外バイヤー（B）と常時コンタクトする「Japan Street」まで～

ジェトロ千葉　佐藤　拓

JETRO
日本貿易振興機構（ジェトロ）
千葉貿易情報センター
☎043-271-4100　FAX 043-271-4480
https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/chiba
千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1
ワールドビジネスガーデン（WBG）マリブイースト23階

■拡大する世界の電子商取引（EC）市場

世界の電子商取引市場（以下「EC市場」とする）は、アマゾン、楽天などの消費者向け（BtoC）を中心に急成長を遂げてきました。新型コロナウイルス感染拡大の中、2020年の小売市場が△5・7%とマイナス成長が予想される中、EC市場は前年比16・5%の成長となり世界小売市場の約17%（約3・9兆ドル）を占める見込みで、2020年に新たに1・5億人がECショッパーとなることが予想されています（出所：eMarketer）。また、新型コロナウイルス感染拡大により、国境を越えたヒトの往来が制限される中、これまでジェトロ千葉が取り組んできた海外バイヤーの千葉への招へい、海外展示会での千葉ブースの設置などの取り組みをヒトの往来を伴う従来の形で実施するには未だ様々な障壁があるのが現状です。

■海外行かずに海外展開「どこでもジェトロ」スタート

そこで、ジェトロでは、国内各地域のお客様とともに歩み、デジタル技術を活用して、世界のマーケットをともに切り拓く良きパートナーとなるべく、海外に行けない状況であったとしても、オンラインを通じ、国際ビジネスの支援を行う「どこでもジェトロ」を開始しました。

具体的には、①WEBサイトでの海外情報のタイムリーな提供や、②オンラインでの貿易投資相談などに加え、具体的なビジネス具体化への支援として、③海外の有力電子商取引モール（BtoC）と連携し、海外の消費者に直接売り込む「JAPAN MALL事業」、④アリババなど海外の有力オンライン展示会（BtoB）と連携し、海外バイヤーとの商談機会を提供する「B2Bグローバル ECプログラム」、⑤海外バイヤーと通年で常時マッチングが可能なプラットフォーム「Japan Street」などを行っています。

■海外の有力電子商取引モールと連携し、海外消費者（C）に直接売り込む「JAPAN MALL事業」

まず、消費財で現地消費者（C）に直接売り込みを図りたい場合は「JAPAN MALL事業」がお勧めです。本事業では、海外50以上の主要ECサイトにて選定された日本製品の買い取り販売を支援します。連携するECサイトの多くは日本国内に調達拠点があるため、日本国内の取引で完了し、返品リスクがないため、安定した輸出ビジネスとなります。連携するECサイトからはプロモーション実施後にデータを入手し、それを日本企業にフィードバックすることを通じて、海外ECサイトにおける売れ筋商品の開発やマーケティングに貢献します。

■海外バイヤー（B）と通年で常時マッチングが可能なプラットフォーム「Japan Street」

最後に、こうした海外の有力電子商取引モールとの連携事業に加え、2021年1月より、ジェトロは、海外バイヤーと通年でオンラインマッチングが可能なプラットフォーム「Japan Street」を開始しました。本プラットフォームに事前登録した国内製品を、事前登録した海外バイヤーに対し通年で情報提供することで、その商談機会を創出します。ご興味ある方は、ジェトロ千葉（chb@jetro.go.jp）までご連絡ください。

こうしたジェトロのオンラインプログラムには、すでに千葉県企業85社（2021年1月現在）が参加していますが、ご興味がある方は以下WEBサイトへアクセスいただき、海外行かずに海外展開「どこでもジェトロ」を体感いただければ幸いです。

〈参考〉「どこでもジェトロ」WEBサイト・QRコード
https://www.jetro.go.jp/dokodemo/

千葉県開催競技の魅力や見どころを紹介 ②

テコンドー Taekwondo

写真提供：一般社団法人全日本テコンドー協会

千葉県広報／環境生活部
オリンピック・パラリンピック推進局

今月は、東京2020オリンピックで幕張メッセが会場となるテコンドーの魅力やルールを紹介します。

足のボクシング

テコンドーは多彩な蹴りや華麗な足技が魅力で、「足のボクシング」とも評されるスポーツです。朝鮮半島の古武術と日本の松濤館空手を基に、1955年に韓国でチェ・ホンヒによって創設されました。審判の合図や技の名前をはじめ、試合では韓国語が用いられます。

現在、200カ国以上に広まっており、愛好家は8000万人いると言われます。

キョルギ（組手）とプムセ（型）がありますが、オリンピック種目はキョルギで、2000年のシドニー大会から正式競技に採用されました。

テコンドーのルール

試合は2分×3ラウンド（インターバル1分）、向かい合う面（対極線）との直径が8メートルの八角形のマットで行います。3ラウンドで決着がつかない場合はゴールデンラウンドに進み、時間内に2点先取、もしくは相手選手が2回反則した場合に勝ちとなります。それでも決着がつかないときは審判が判定を下します。

オリンピックは男女とも4階級（男子：-58キロ級、-68キロ級、-80キロ級、+80キロ級、女子：-49キロ級、-57キロ級、-67キロ級、+67キロ級）、トーナメント方式で争われます。

電子防具を着けて戦い、技術の有効性や打撃の強さなどはセンサーで判定します。攻撃した場所と技の難易度で与えられるポイントが異なり、合計点で勝敗は決まります。倒れた相手が8カウント以内にファイティングポーズを取れない場合はノックアウト（KO）勝ちとなります。

攻撃対象は胴体と頭部

攻撃は胴体のプロテクターとヘッドギアに対して可能です。胴体へは蹴りとパンチの両方ができますが、頭部は蹴りのみです。

得点は胴体へのパンチは1点、蹴りは2点、回転蹴りは4点となり、頭部への蹴りは3点、回転蹴りは5点です。技が難しくなるほど得点は上がり、胴体より頭部への蹴りが高得点につながります。

下半身への攻撃は禁止されており、逃げてばかりの消極的な態度などは罰則（ペナルティー）の対象です。

その場合、相手に1点が与えられ、10回反則をもらった時点で試合は終了となり、相手よりポイントで上回っていても相手の勝利となります。

多彩で華麗な技

前蹴り、横蹴り、回し蹴り、後ろ回し蹴りをはじめ、技の種類は豊富です。高く飛んだり宙を舞ったりして、さまざまな姿勢から繰り出す蹴りなど、派手な技は圧巻です。

柔軟性に優れた選手が多く、大技では突き上げた足が相手の頭上にまで達します。ダイナミックな蹴り技だけでなく、相手の蹴りをガードする防御力も見どころのひとつです。

一瞬のスピードで繰り広げられる技と緊迫した攻防の連続に観客は息をのみ、引きつけられます。

ルールや見どころをおさえて、東京2020オリンピックではテコンドーにぜひ注目してください。

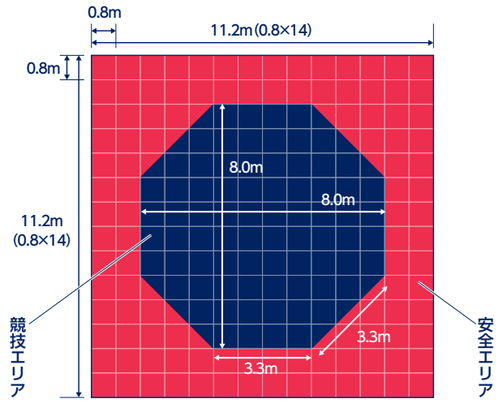

1 競技コートは競技エリアと安全エリアで構成されています。
2 競技エリア：向かい合う面（対極線）との直径が８m で、各辺の長さが約3.3 mの八角形。
3 安全エリア：競技エリアの境界線から競技コートの限界線（外側）の間。
4 競技コートの縁の線を境界線とし、選手の両足が境界線を超え越えるとカムチョン（減点）が宣告されます。

チーバくん

テコンドー競技開催スケジュール

●日程　2021年7月24日（土）～27日（火）　●会場　幕張メッセ　Aホール

7 月	階 級	10:00～17:00	19:00～22:40
24日（土）	女子－49kg級		
	男子－58kg級		
25日（日）	女子－57kg級	1 回 戦	敗者復活戦
	男子－68kg級		
26日（月）	女子－67kg級	準々決勝	3位決定戦
	男子－80kg級	準 決 勝	決 勝
27日（火）	女子＋67kg級		
	男子＋80kg級		

※「－○○kg」は「○○kg未満」
「＋○○kg」は「○○kg以上」

テコンドー代表選手

	女 子		男 子	
階 級	－49kg級	－57kg級	－58kg級	－68kg級
氏 名	山田 美諭	濱田 真由	鈴木 セルヒオ	鈴木 リカルド
	Yamada Miyu	Hamada Mayu	Suzuki Sergio	Suzuki Ricardo

選手からのメッセージ

山田 美諭（やまだ みゆ） 選手
階級 －49kg級　所属 城北信用金庫

幕張メッセが会場と決まった時は、馴染みのある場所なので嬉しく思いました。私の階級は初日（７月24日）に行われるので、日本のメダリスト第一号になれるよう頑張ります。応援よろしくお願いいたします！

山田選手に他にもいろいろ聞いてみました！

●テコンドーを始めたきっかけを教えてください。
元々３歳から空手をやっていましたが、兄が先にテコンドーを始めていたことや、足技が得意だったことから父にテコンドーを勧められ、中学一年生から始めました。

●テコンドーの見どころは？
華麗な足技はもちろんですが、試合展開が早く観ている方も引き込まれるような競技だと思います。

●普段の練習で意識していることは？
昨年春の自粛期間中に行っていた練習は？
常に120%の力で練習に取り組み、昨日の自分を超えること！自粛期間中はリモートで練習を見てもらっていました。

●趣味や特技、人に自慢できることを教えてください。
膝の関節の柔らかさには自信があります！
趣味は映画観賞です。

●休みの日の過ごし方を教えてください。
美味しいものを食べてとにかくまったりすること。

●好きな食べ物を教えてください。
海老とお肉。

●座右の銘を教えてください。
気持ちは熱く、頭は冷静に。

●大会への意気込みを教えてください。
念願の初めてのオリンピックですが、しっかりと自分の強みを発揮して、金メダルを獲得します！

※他の千葉県開催競技の選手からいただいたメッセージを県ホームページで紹介しています。
https://www.pref.chiba.lg.jp/oripara/kaisai/naiteisensyusyoukai.html

千葉県　競技内定選手　検索

編　集：千葉商工会議所　青年部
広報拡大委員会
ＵＲＬ：http://www.chiba-yeg.jp
Email：yeg@chiba-yeg.jp

千葉県商工会議所青年部連合会（千葉県ＹＥＧ）執行部　並びに　次年度執行部予定者会議

1月13日㈬、17時よりオンライン会議で、千葉県商工会議所青年部連合会（以下、千葉県ＹＥＧ）第５回執行部会議並びに第１回次年度執行部予定者会議が県内各ＹＥＧより20名が参加し開催されました。千葉ＹＥＧから今年度執行部である斉藤玄樹君（県連直前会長）と武井哲平君（県連理事）、次年度執行部予定者の船本幸史君（次年度県連副会長予定者）が参加し今年度と次年度の議案を協議しました。

千葉県ＹＥＧ会長の三須榮光君（船橋ＹＥＧ）の議事進行により、今年度議案である「第４回役員会の収支決算【11月24日㈫】」と「第６回役員会並びに令和２年度臨時総会【３月16日㈫】開催議案」が審議され、第５回役員会【１月26日㈫】に上程されることとなりました。続いて、次年度関根会長予定者（銚子ＹＥＧ）より、創立30周年とコロナ禍からの再生に思いを込められた次年度の所信、活動方針、運営体制などの説明を頂き、参加者より忌憚の無い意見や質問が寄せられ、第５回役員会へ協議議案として上程されることとなりました。

令和２年度は多くの行事などが中止となり、会議などもオンライン化が急速に普及拡大しました。今後は感染拡大の予防を図りつつ経済社会の持続的な発展を遂げるため、オンライン化・デジタル化を念頭に新たなビジネスと青年部活動を変革することが急務だと思います。

その一方で、参加型・対面型の会議や交流会ならではの良い点を忘れずに、今後も育み引き継いでいくための取組を模索して参ります。

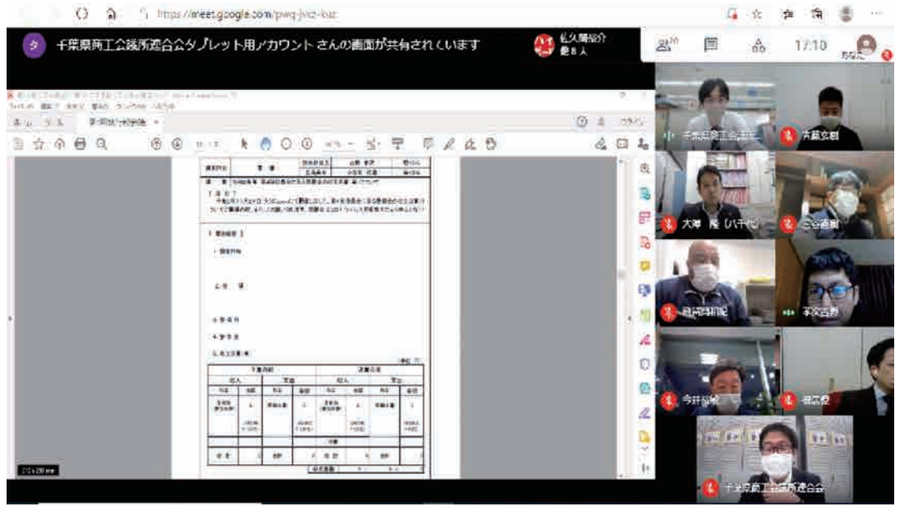

コロナ禍でも退職者を出さずに社内キャリアチェンジ

昨今のコロナ禍で先行きが見えない状況下において、地元千葉市内の企業がどの様に影響を感じ活動しているかを紹介し応援したいと思います。
今回はグリーンカプセルコーポレーション株式会社をご紹介します。

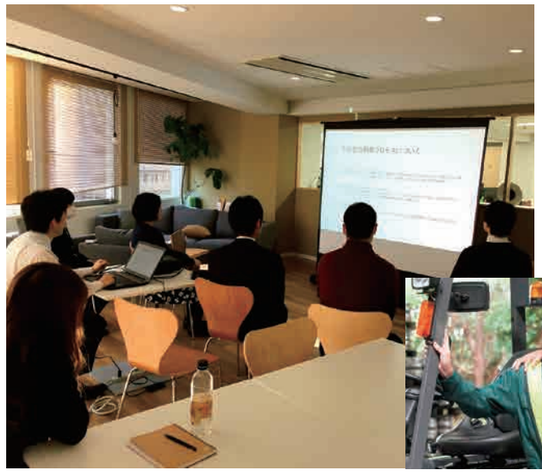

―コロナ禍での影響について―

製造業、倉庫業関連の作業案件が大きく減りました。必要不可欠な物品流通に関わるフォークリフトオペレーターやドライバーの需要は逆に上がりましたが、専門的な業務経験や免許を必要としない仕事は機械化の流れもあり、減る一方です。そんな中でも突然の休業に対する補償は国の助成金があったとはいえ大きな打撃となりましたが、社内での意識が上がり連携力ＵＰで営業を強化しています。

―コロナ対策について―

業務を行う従業員が、感染者や濃厚接触者となってしまった場合、長期間にわたり職場離脱が予想されるため、従業員には基本的な感染対策の実施をさせるとともに、管理者も含めた業務体制、連絡体制に係る感染対策の徹底が必要であると考え対応策の整備をしました。新型コロナウイルスは、無症状であっても呼吸量が増える活動時に感染事例が報告されているので、当社のなかでも従業員比率の多い物流業関連では、荷役作業に対する対策を重視しています。負荷を下げる、対人距離を取る対策として荷役のパレット化、省力・アシスト機器の活用により作業負荷を下げる対策を行っています。また以前から社内データのクラウド化が行われていたため、本社勤務者の在宅勤務を最低限の出社のみにしています。通勤に関しても、いままでは禁止にしていたマイカー通勤の一時的な許可も出しました。今なお先行きが不透明な状況ですが、出来ることを考え、実行し、結果的に今回のコロナ禍の経験をプラスにしていきたいと思います。

―従業員への対応について―

雇用確保が難しいといわれている中で、キャリアチェンジできるような可能性を広げる支援を積極的に行っています。例えば、商品ピッキングや検品の仕事の経験しか無いという方に、フォークリフトオペレーターの免許取得費用の全額支援や就業前の技術指導、ＩＴ業界に進みたい方にはプログラマーとしての一からの教育訓練など多能化を行っています。もちろん給与を支給しながらの教育訓練ですので、大きな収入減がないように支援させてもらっています。また、教育訓練前に新たなジョブスキルを活用できる職場の見学もできますので、参加希望者は増えており大変好評です。転職するのは体力が必要で大変なことなのです。親の介護や自身の高齢化に合わせて転職をする時代なので、会社を変わらずにキャリアチェンジできるようなそんな会社に出来るように、社員さんと会話をしながら日々業務を進めています。

【会社概要】
グリーンカプセルコーポレーション株式会社
〒260－0015
千葉市中央区栄町36－10
甲南アセット千葉中央ビル４階
ＴＥＬ 043－301－3218

【業務内容】
- **請負事業**
（アウトソーシング、物流業務請負、ＩＴＳ、建設）
- **総合人材サービス事業**
（人材派遣、有料職業紹介、人材コンサル、求人広告媒体）
- **教育事業**
（フォークリフトオペレーター、ＩＴ全般）

市展

2021 第52回 千葉市民美術展覧会

千葉市美術協会会員および公募入選作品
約850点を、7部門に分けて展示します。

会　　期：3月6日(土)～3月26日(金)
開館時間：10:00～18:00
(金・土曜日は20:00まで)
※最終日は16:00まで

観 覧 料：無料

【同時開催】

■7階企画展示室
千葉市美術館所蔵品による「房総ゆかりの美術」
観覧料：無料

浜口陽三《19と1つのさくらんぼ》1965年　千葉市美術館蔵

■5階常設展示室
「千葉市美術館コレクション名品選2020」

■4階子どもアトリエ
「つくりかけラボ02 志村信裕｜影を投げる」

【次回展予告】
「大・タイガー立石展　POP・ARTの魔術師」
会期：4月10日(土)～7月4日(日)

《富士のDNA》1992年　courtesy of ANOMALY

千葉市美術館
Chiba City Museum of Art

〒260-0013 千葉市中央区中央3-10-8
☎043-221-2311　FAX043-221-2316　**URL** https://www.ccma-net.jp

---

Chiba City Museum of Science 千葉市科学館

千葉市科学館

〒260-0013 千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)内7～10階
URL　https://www.kagakukanQ.com
休館日：3/15㈪
☎043-308-0511

千葉市科学館イベント情報

特別イベント関連

■春・GWの企画展

「ポップアップ・ミュージアム～しかけ絵本の世界～」

とびだす、引っ張ると動くなど、様々な細工が施されている『しかけ絵本』は、子どもから大人まで、見る人をわくわくさせてくれます。本展ではとびだす絵本を中心に、実際に絵本に触れるコーナーや、ARを利用した絵本のコーナー、ワークショップなどを体験することができます。
親子で楽しみながら、しかけ絵本の仕組みについて発見をしましょう。

【クッキーカウント】
作者：ロバート・サブダ

【絶滅した獣たち　メガビースト】
作者：ロバート・サブダ、マシュー・ラインハート

【会期】 Part 1：**2021**年**3**月**20**日(土) ～ **4**月**5**日(月)
Part 2：**2021**年**4**月**17**日(土) ～ **5**月**16**日(日)
※会期中休館日：5月6日(木)

【時間】 9：00~17：00

【会場】 千葉市科学館 7階 企画展示室

【料金】 大人**700**円　高校生**450**円　小・中学生**250**円
※未就学児は無料(保護者同伴)
※常設展示もご覧いただけます

なのはなひろば

＜千葉商工会議所 女性会の活動＞

編集：千葉商工会議所　女性会

初3団体 千葉東間税会・市女団連・当女性会合同 川口副市長・新福副署長ご講演！

去る12月17日㈭、3団体(千葉東間税会・千葉市女性団体連絡会・当女性会)初の合同講演会を開催いたしました。当日は、万全な感染防止対策のもと2部構成で行い、31名の方にご参加いただきました。

第1部では、千葉市副市長の川口真友美氏による「**新型コロナウイルス感染症にかかる市の取り組み**」「**市制100周年について～百の歴史を千の未来へ～**」。第2部では、千葉東税務署総務担当副署長の新福正彦氏による「**ワインについて**」をご講演いただきました。

コロナ感染拡大が懸念される中、検温、消毒等に十分な配慮がなされ、人数制限の上31名の参加を頂き合同講演会が開催されました。

第1部は、川口真友美氏より映像と資料による市の体制、対策、医療状況等、丁寧な説明を頂きました。世界的な未曽有のコロナ禍の脅威から一日も早い収束を願うばかりです。

第2部は、新福正彦氏による、作り方、酒税額(種類に関係ない)、ラベル表示は公式ルールが制定されている等々。又、GI・Yamanashiは、国税庁長官の指定を受け生産され、管理機関審査に合格した高品質なワインであるという興味深いお話を伺いました。是非ラベルも一読してはいかが。

古谷副会長

ちばだいプレス CHIBADAI PRESS 千葉大学広報誌 2020 VOL.54 WINTER

千葉大学広報誌「ちばだいプレス」に学生支援事業が掲載

2020年度、当女性会は45周年を迎え、周年記念チャリティ事業として、当該事業を実施いたしました。微力ではございますが、学生の皆様のお役に立てれば幸いです。

1日も早い新型コロナウイルス感染症の収束と、学生及び学校関係者の皆様のより一層のご健康とご発展を願っております。

千葉大学基金はチャレンジを支え、人の未来を育てる基金です　SEEDS

たくさんのご寄付や応援メッセージをありがとうございました！

地元学生のために！千葉商工会議所女性会様からの支援

「コロナ禍でアルバイトもできずに経済的な不安を抱えている学生がいると耳にしました。わたしたち地元の応援が少しでも学生の支援となれば」と、千葉商工会議所女性会様から寄付金と、手作りの「つるし雛」をいただきました。
「千葉大生の皆さんが健康に、心豊かに学生生活を送ってほしい」(髙梨会長)との応援メッセージが込められています。